

第 42 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 24 年 7 月 13 日（金）13:00～14:00
場 所：ホテルプリムローズ大阪 3 階 高砂の間
- 2 出席委員：加賀委員、貫上委員、黒坂委員、桑野委員、近藤委員、高橋委員、中原委員、花嶋委員、藤田委員、増田委員、又野委員（50 音順）
- 3 議 題：
 - (1) 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価準備書の検討結果について
 - (2) その他
- 4 議事内容：
 - (1) 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市・枚方市）に係る環境影響評価準備書の検討結果について
 - 事務局より検討結果の概要説明（資料 1）
＜質疑応答＞
 - 【委 員】通学時間帯における工事関連車両の走行に係る配慮について検討結果に記載されているか。
 - 【事 務 局】御指摘の件について、事業実施に当たっては非常に大事なことだと認識している。しかし、大阪府の技術指針では交通安全を評価項目とはしていないので、検討結果の中では検討等は行っていない。ただ、事務局の方で都市計画決定権者に対し、御指摘の件について確認しており、児童等の通学時間帯には工事関係車両の運行は可能な限り控える等の配慮を行うとのことであるので、これで御了解願いたい。
 - 【会 長】準備書の記載事項として、「工事関係車両の走行ルートの詳細については、今後地元住民との協議を経て決定する」とあるので、地元が受け入れるような運行計画、あるいはルートということになると思う。それについては審査会でこのような話があったとしてお伝え願えればと思う。
 - 【委 員】検討結果の 48 ページで、中高層住宅において供用後の騒音が 8 デシベル高くなると予測される地点があるという結果が出ている。それを踏まえ、供用後の鉄軌道騒音について指摘事項としているが、その中で「必要に応じて」という文言が出てくるが、これは誰がどういうふうに判断するのか。この文言は必要ないのではと思うが如何か。
 - 【事 務 局】本準備書の審査に当たり、供用後の中高層住宅に対する鉄軌道騒音の影響について都市計画決定権者に確認したところ、予測断面のうち鉄軌道に面して中高層住居が立地する 2 地点について、中高層住宅に対する事業前後における騒音の変化の程度についての予測結果の提示があった。ただし事業計画地沿線には、これらの以外にも中高層住宅があること、住居の立地状況や、周辺の状況等が各々で異なる。また、供用開始は平成 40 年を予定しているが、その間に将来の住居の立地状況の変化があることも考えられるため、追加の環境保全対策を講じるか否かについては、個々のケースにより判断されることになるものと考えている。そのため、事業の実施前後で調査を行い、影響があると認められる場合は、必要な措置を講じるように意見としている。また、事後調査の結果については大阪府に報告するよう意見としているので、それらを確認した上で問題があると判断した場合は、追加の環境保全措置を講ずるよう、指導していきたいと考えている。
 - 【委 員】予測を行った地点よりも、影響が大きい箇所はある可能性はあるのか。
 - 【事 務 局】予測を行った地点については、事業実施により最も騒音の影響が大きくなると考えられる地点を代表して選定し、予測しているので、おそらくこれ以上の影響があると

ころはないと考えている。

【委員】大阪府としても事後調査の結果を踏まえ、いろいろ指導されながら、追加の保全措置を講ずるということで、「必要に応じて」という文言なんでしょうか。

【事務局】我々としても、予測ではあるが現状より鉄軌道騒音が8デシベル増加することについては懸念している。本来であれば影響が増加する箇所については全部対策を講じるよう意見とするのが最善ではある。しかしながら先ほど申したとおり、実際に供用されるのは今からかなり先であり、その間に新たに建物が建築される可能性があることや、また予測地点以外にもこういった建物がある。それ以外にも高架化することによって今までの建物の影にあった箇所に直接音が伝搬するというようなこともあるので、これらについては事後調査計画の中でそのような箇所も含めて調査をした上で、問題があれば対策を講じるよう意見としている。ただし全ての箇所で対策をとらなければならないかという点、地域の状況、それから今後街並みの変化も想定されることから、それらの状況も踏まえて「必要に応じて」対策を講じるよう意見としている。事後調査の結果、問題があるということであれば、審査会の中でその内容を審議していただいて、都市計画決定権者若しくは事業者意見に意見を申し述べるということになりますので、この点については御了承願いたい。

【委員】特に住民意見も提出されていたので、どのような意見とするか配慮する必要があると考えたので具体的な内容について質問させていただいた。

【事務局】先ほどの件について補足させていただきたい。環境影響評価条例の手法としては、この後評価書が提出され、実際に事業着手されることになる。事業実施に当たっては、事後調査を行うが、これは環境影響評価法では規定されておらず、環境影響評価条例には規定されている、地方ならではのシステムである。大阪府の条例の場合は、事後調査の結果を報告するという制度があり、その中では単に事後調査の結果を報告するだけでなく、それらの結果を踏まえて、環境保全対策をどう見直していくのかという、事業者の見解を明示することになっている。ですので、「必要に応じて」という部分をどう事業者が考えるかというのは、事後調査報告書の中で記載される。それについては一般の縦覧に供することになるので、地域住民にも見てもらうということになる。一方、その事後調査の結果を見て、事業による影響が軽視できない場合は、環境影響評価審査会に諮問をして、どうすべきかというのを議論いただいた上で、事業者を指導するというシステムがある。今回の件については、我々としてもかなり大きい影響だと認識しており、現段階で対策をつめておく必要があるのではということで、事務局でもいろいろ議論してきた。とはいっても、今は都市計画の段階だということで、当然防音の対策も議論するが、実際に着工されまうのがだいぶ先になるので、その時の最新の技術を使うということになると思う。ですので、今の段階で具体的な対策について言及することは控えた次第である。

【委員】事業実施がだいぶ先であるということで、今後の状況の変化についても考慮した上でこのように意見すると、また事後実施後についてもフォローを行う体制があるということであれば、了解した。

【会長】1つの世の中の流れとしては、低騒音型の車両や軌道の対策について、鉄道事業者の方で努力をされるんだろうと思うが、現状で予測するとこのような結果になると、これはたとえ一例でもなんとなく引っ掛かってしまうねというのが皆さんの御意見ということなので、この点についてはしっかりと認識頂いた上で、事業を実施していただきたい。

【会長】それでは、特に修正すべきとする意見等はないようですので、本日の検討結果の案を本日付で審査会の回答とさせていただきますがよろしいですか。

(各委員了承)

【会長】ありがとうございました。それでは東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線(寝屋川市・枚方市)に係る環境影響評価準備書について、意見がまとまりましたので本日付で府に回答したいと思います。

- (2) その他
○ 特になし